

花緑団体中間支援等活動支援事業 (中間支援活動部門) 実施要領

1 支援の目的

地域において花緑団体の新規立ち上げや活力維持、学生との連携や団体間のネットワークづくりを実施するなど、組織力や技術力のある花緑団体が行う中間支援活動を支援することにより、地域全体の花緑活動レベルの維持向上を図る。

2 支援の対象

次の要件を全て満たす花緑活動の中間支援活動団体

【団体の要件】

- ① 兵庫県下において活動を行う団体
- ② 構成員等が明確で一体性を有している団体（私的活動と明らかに区別できること）
- ③ 過去から緑化活動を継続しており、1の目的にかなう中間支援活動を行うことが可能な団体
- ④ 次のいずれにも該当しない団体
 - ・ 財産の形成又は営利を目的とするもの
 - ・ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
 - ・ 反社会的活動又は公序良俗に反するもの

【対象となる活動】

- ① 地域の花緑団体への活動支援、技術支援、人材交流などを支援する活動や、花緑団体の新規立ち上げ、活力維持、学生との連携や他団体とのネットワークづくりを支援する活動

対象となる活動例	対象とならない活動例
<ul style="list-style-type: none">・ 他団体への講習会やワークショップ等の開催・ 人材交流を促す「寄せ植え展」等のイベントの開催・ 技術指導を伴う育苗活動・ 学生と連携した活動 など	<ul style="list-style-type: none">・ 団体内部のセミナーなど自主学習活動・ 花苗等の販売行為などの営利活動・ 団体加入勧誘等のための普及啓発活動 など

- ② 令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に実施される活動
但し、補助金交付決定日時点で終了している活動は対象外
- ③ 対象となる活動に対して、国または兵庫県及び兵庫県関係団体、市町が実施する他の補助と重複して補助を受けていない活動

3 支援の内容

支援の対象となる活動に対し次の費用の一部を補助
年6団体程度。1団体あたり上限10万円。最長5年間

【補助対象経費】

- ① 学習セミナー・シンポジウム等の会場使用費や設営費
- ② 学習セミナー・シンポジウム等の開催を周知する案内書類作成費
- ③ 学習セミナー・シンポジウム等に使用する教材の資料作成費
- ④ 他団体への技術指導や普及啓発活動にかかる地盤整備のための資材費
- ⑤ 技術指導を伴う育苗に必要な資材費・資料作成費
- ⑥ その他必要と認められるもの

ただし、対象となる経費のうち、国または兵庫県及び兵庫県関係団体、市町等から支援を受けている費用は対象としない。

また、その他の収入（参加費、広告収入等）を得て、これら経費に費用として充当する場合は当該収入額を補助対象経費から控除する。

【対象とならない経費】

- ① 飲食費、個人に属する物品等の購入・維持費
- ② セミナー・シンポジウム等を開催する際の講師代
- ③ 団体単独の活動にかかる経費
- ④ 団体内部の維持運営にかかる継続的経費（事務室賃貸料や団体事務員人件費） など

4 活動の報告

支援を受ける団体は各年度内に、指定された期日・方法により年間活動の実績報告を行わなければならない。

また、活動状況は県ホームページなどの広報媒体で公表される場合がある。

5 選定方法等

- ・事務局において、申請書により支援の対象要件を確認
- ・要件を満たしているものであっても申請数が6件以上の場合は、先着順で6団体程度を選定

6 募集方法と募集期間

パンフレット、ホームページ、県民局・市町を通じた関係団体へのPR等により募集

（募集期間）令和8年4月1日～同年12月28日

但し、申請数が少なかった場合は募集期間を延長することもある。

7 実施スケジュール

- 令和8年3月 : パンフレット等作成・関係機関へ周知依頼
- 令和8年4月～12月 : 募集
事務局による書類確認
審査結果通知・事業実施
実績報告（事業完了後10日以内）・精算払い

8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。